

<p>2・3 略</p>	<p>育手当を支給する。</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第四条 (佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条の規定に基づき、佐賀県立学校職員の定時制通信教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、佐賀県立学校職員の定時制通信教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に關する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、教員で定時制の課程又は通信制の課程に關する校務を整理する教頭及び本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>一・二 略</p>
<p>旧対照表</p> <p>第五条 (佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例)に係る新旧対照表</p> <p>改 正 後</p> <p>(趣旨)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条及び第六条の規定に基づき、教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第三条 教育職員(佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)以下「給与条例」という。)別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第六条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の二級又は一級である者には、その者の給料月額額の百分の</p>	<p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第八条及び第十一条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第三条 義務教育諸学校等の教育職員(佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)以下「給与条例」という。)別表第一高等学校等教育職給料表又は別表第二中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第六条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の二級又は一級である者には、そ</p>

四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項及び第三項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。

一・二 略

2 教育職員に対し時間外勤務等を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

一〇四 略

3 教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。

の者の給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第六条 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項及び第三項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。

一・二 略

2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務等を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

一〇四 略

3 義務教育諸学校等の教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十三号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例

例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、二九五」を「三、二〇九」に改め、同項第二号中「五、五四四」を「五、四八七」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	(定数)	(定数)
	第三条 県立学校職員及び市町村立学校 県費負担教職員の定数は次に掲げると おりとする。	第三条 県立学校職員及び市町村立学校 県費負担教職員の定数は次に掲げると おりとする。
	一 県立学校職員 三、二〇九人	一 県立学校職員 三、二九五
	二 市町村立学校県費負担教職員 五、四八七人	二 市町村立学校県費負担教職員 五、五四四
2 略	2 略	2 略

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十四号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例

(設置)

第一条 佐賀城及び幕末・維新期の佐賀の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、その教育普及を図り、併せて本県の文化及び観光の発展に寄与するため、佐賀県立佐賀城本丸歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

(位置)

第二条 歴史館は、佐賀市に置く。

(職員)

第三条 歴史館に、館長その他の職員を置く。

(観覧料)

第四条 歴史館に入館し、歴史館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、歴史館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除することができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者

二 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者

三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者  
(観覧料の還付)

第五条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、資料を観覧しようとする者の責めによらないで観覧することができなくなった場合は、観覧料の全部又は一部を還付する。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、歴史館の管理に関し必要な事項のうち、観覧料に関する事項については知事が、その他の事項については佐賀県教育委員会がそれぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(利用の開始)

2 歴史館は、平成十六年八月一日から利用に供する。

佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十五号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例

(設置)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十条の規定に基づき、佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第二条 協議会の委員の定数は、十四人以内とする。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

(補則)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、佐賀県教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県難病相談・支援センター条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十六号

佐賀県難病相談・支援センター条例

(設置)

第一条 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もつて難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するため、佐賀県難病相談・支援センター(以下「相談・支援センター」という。)を設置する。

(位置)

第二条 相談・支援センターは、佐賀市に置く。

(指定管理者)

第三条 知事は、相談・支援センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 相談・支援センターの運営に関する業務
- 二 相談・支援センターの施設の利用に関する業務
- 三 相談・支援センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理を行わなければならない。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(利用の開始)

2 相談・支援センターは、規則で定める日から利用に供する。

佐賀県食品衛生条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第十七号

佐賀県食品衛生条例等の一部を改正する条例

(佐賀県食品衛生条例の一部改正)

第一条 佐賀県食品衛生条例(昭和三十四年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の十八第二項及び第二十條」を「第五十條第二項及び第五十一條」に、「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「もつて県民の健康の保護を図る」に改める。

第一条の二中「第十九條の十八第二項」を「第五十條第二項」に改める。

第一条の三中「第二十条」を「第五十一条」に改める。

第二条中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

別表第一中「第十九条の十八第二項」を「第五十条第二項」に改め、同表第十号イ中「第十九条の十七」を「第四十八条」に改める。

別表第二の法第二十条に規定する営業の施設の共通基準の表中「第二十条」を「第五十一条」に改め、同表の法第二十条に規定する営業の施設の業種別特定基準の表中「第二十条」を「第五十一条」に改め、同表第七号中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同表第八号イ中「はつ酵室」を「発酵室」に改め、同号ニ中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同表第十一号イ(1)中「と殺放血場」を「とさつ放血場」に、「と殺放血を」を「とさつ放血を」に改め、同表第二十四号ハ中「はつ酵槽」を「発酵槽」に改め、同法第二十六号イ中「はつ酵場」を「発酵場」に改め、同表第三十号中「はつ酵室」を「発酵室」に改め、同表第三十二号ハ及び第三十三号中「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改める。

別表第三第一号中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二号から第七号までの規定中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同表第八号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同表第九号から第三十三号までの規定中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同表第三十四号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改め、同表第三十五号中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

(佐賀県食肉衛生検査所設置条例の一部改正)

第二条 佐賀県食肉衛生検査所設置条例(昭和五十六年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「と畜の」を「と畜の」に、「と畜場の」を「と畜場の」に、「と畜場内」を「と畜場内」に改める。

(佐賀県と畜場法施行条例の一部改正)

第三条 佐賀県と畜場法施行条例(平成十五年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県と畜場法施行条例

第一条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第二条の見出し中「一般と畜場」を「一般と畜場」に改め、同条第一号及び第二号中「と畜場」を「と畜場」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「と殺」を「とさつ」に改め、同条第七号中「と畜場」を「と畜場」に改める。

第三条の見出し中「と畜場設置者」を「と畜場設置者」に改め、同条中「と畜場設置者」を「と畜場設置者」に、「と畜検査員」を「と畜検査員」に改める。

第四条(見出しを含む)中「と畜場」を「と畜場」に改める。

第五条第一項中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第一号中「一般と畜場」を「一般と畜場」に改め、同項第二号中「簡易と畜場」を「簡易と畜場」に改め、同条第二項中「第十条第一項から第四項まで」を「第十四条第一項から第四項まで」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県食品衛生条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(目的)

第一条 この条例は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第五十条第二項及び第五十一条に規定する基準等を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もつて県民の健康の保護を図ることを目的とする。

(公衆衛生上講ずべき措置の基準)

第一条の二 法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第一のとおりとする。

(営業の施設の基準)

第一条の三 法第五十一条に規定する営業の施設の基準は、別表第二のとおりとする。ただし、この基準によることができないものであつて知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。

(営業の許可)

第二条 次に掲げる営業を営もうとする者は、当該営業及び施設ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第五十二条第一項の規定により営業の許可を受けている者で当該営業に係る施設を使用してその許可営業に係る営業を営もうとするものは、この限りでない。

改正前

(目的)

第一条 この条例は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十九条の十八第二項及び第二十條に規定する基準等を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(公衆衛生上講ずべき措置の基準)

第一条の二 法第十九条の十八第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第一のとおりとする。

(営業の施設の基準)

第一条の三 法第二十条に規定する営業の施設の基準は、別表第二のとおりとする。ただし、この基準によることができないものであつて知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。

(営業の許可)

第二条 次に掲げる営業を営もうとする者は、当該営業及び施設ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第二十一条第一項の規定により営業の許可を受けている者で当該営業に係る施設を使用してその許可営業に係る営業を営もうとするものは、この限りでない。

一〇九 略

別表第一(第一条の二関係)

法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準

一〇九 略

十 食品衛生責任者の設置

イ 営業者(法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く)は、施設又は部門ごとに従事者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定め、その氏名を作業場内に掲示しておくこと。

一〇略

一〇略

別表第二(第一条の三関係)

法第五十一条に規定する営業の施設の共通基準

一〇二 略

法第五十一条に規定する営業の施設の業種別特定基準

一〇六 略

七 特別牛乳搾取処理業

一〇二 略

八 乳製品製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、調合室、発酵室、製造室、包装室、製品保存設備、検査室、ボイラー室、給水設備、更衣室及び便所から構成されていること。ただし、バター及びチーズ以外の乳製品を製造する施設にあつて

一〇九 略

別表第一(第一条の二関係)

法第十九条の十八第二項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準

一〇九 略

十 食品衛生責任者の設置

イ 営業者(法第十九条の十七の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く)は、施設又は部門ごとに従事者のうちから食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を定め、その氏名を作業場内に掲示しておくこと。

一〇略

一〇略

別表第二(第一条の三関係)

法第二十条に規定する営業の施設の共通基準

一〇二 略

法第二十条に規定する営業の施設の業種別特定基準

一〇六 略

七 特別牛乳さく取処理業

一〇二 略

八 乳製品製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、調合室、はつ酵室、製造室、包装室、製品保存設備、検査室、ボイラー室、給水設備、更衣室及び便所から構成されていること。ただし、バター及びチーズ以外の乳製品を製造する施設にあつ

は、発酵室を省略することができる。

ロ・ハ 略  
二 検査設備は、特別牛乳搾取処理業の基準に準ずること。

九・十 略  
十一 食肉処理場

イ 略

(1) 施設は、荷受場、とさつ放血場、処理場、製品保存設備、給水施設、汚水だめ、汚物だめ、更衣所及び便所から構成され、処理前の生体又は体の搬入場所と処理後の食肉等の搬出場所を別にする。ただし、とさつ放血を行わない施設にあつてはとさつ放血場を、浄化施設を設けた施設にあつては汚水だめを省略することができる。

(2) (3) 略

ロ 略

十二二十三 略  
二十四 マーガリン又はショートニング製造業

イ・ロ 略

ハ 製造室は、乳化場、熟成場及びねつ和場に区画され、溶解槽、発酵槽、殺菌機、冷却機及び自動充てん機が備え付けられていること。

二十五 略

二十六 醤油製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、仕込場、発酵場、压榨場、火入れ場、アミノ酸分解室、容器洗浄場、製品詰

ては、はつ酵室を省略することができる。

ロ・ハ 略  
二 検査設備は、特別牛乳さく取処理業の基準に準ずること。

九・十 略  
十一 食肉処理場

イ 略

(1) 施設は、荷受場、と殺放血場、処理場、製品保存設備、給水施設、汚水だめ、汚物だめ、更衣所及び便所から構成され、処理前の生体又は体の搬入場所と処理後の食肉等の搬出場所を別にする。ただし、と殺放血を行わない施設にあつてはと殺放血場を、浄化施設を設けた施設にあつては汚水だめを省略することができる。

(2) (3) 略

ロ 略

十二二十三 略  
二十四 マーガリン又はショートニング製造業

イ・ロ 略

ハ 製造室は、乳化場、熟成場及びねつ和場に区画され、溶解槽、はつ酵槽、殺菌機、冷却機及び自動充てん機が備え付けられていること。

二十五 略

二十六 醤油製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、仕込場、はつ酵場、压榨場、火入れ場、アミノ酸分解室、容器洗浄場、製品

場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、アミノ酸醤油を製造しない施設にあつては、アミノ酸分解室を省略することができる。

ロ二 略  
二十七二十九 略  
三十 納豆製造業

施設は、原材料保存保管設備、製造業、発酵室、包装場、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

三十一 略  
三十二 そうざい製造業

イ・ロ 略

ハ 惣菜の缶詰又は瓶詰を行う施設にあつては、缶詰又は瓶詰食品製造業の基準に準ずること。

三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業

イ・ロ 略

三十四 略

別表第三(第六条関係)

納付義務者	手数料	額
一 法第二十六条第一項の規定による検査を受けようとする者	食品衛生法検査手数料	佐賀県衛生研究所手数料及び使用料 条例(昭和四十七年佐賀県条例第八号)第二条に規定する手数料の額
二 法第五十二条第一項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	飲食店営業許可申請手数料	イ 新規許可の場合 合 一万六千円 (仮設営業の場合、八千円) ロ 更新許可の場合 合 一万二千円 (仮設営業の場合、八千円)
三 法第五十二条第一項の規定による	喫茶店営業許可申請手数料	イ 新規許可の場合 合 九千六百元

詰場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、アミノ酸醤油を製造しない施設にあつては、アミノ酸分解室を省略することができる。

ロ二 略  
二十七二十九 略  
三十 納豆製造業

施設は、原材料保存保管設備、製造業、はつ酵室、包装場、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

三十一 略  
三十二 そうざい製造業

イ・ロ 略

ハ 惣菜の缶詰又は瓶詰を行う施設にあつては、かん詰又はびん詰食品製造業の基準に準ずること。

三十三 かん詰又はびん詰食品製造業

イ・ロ 略

三十四 略

別表第三(第六条関係)

納付義務者	手数料	額
一 法第十五条第一項の規定による検査を受けようとする者	食品衛生法検査手数料	佐賀県衛生研究所手数料及び使用料 条例(昭和四十七年佐賀県条例第八号)第二条に規定する手数料の額
二 法第二十一条第一項の規定による飲食店営業の許可を受けようとする者	飲食店営業許可申請手数料	イ 新規許可の場合 合 一万六千円 (仮設営業の場合、八千円) ロ 更新許可の場合 合 一万二千円 (仮設営業の場合、八千円)
三 法第二十一条第一項の規定による	喫茶店営業許可申請手数料	イ 新規許可の場合 合 九千六百元

<p>七 法第五十二条第一項の規定による乳処理業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>六 法第五十二条第一項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>アイスクリーム製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>	<p>五 法第五十二条第一項の規定によるあん類製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>あん類製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>	<p>四 法第五十二条第一項の規定による菓子製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>
<p>七 法第二十一条第一項の規定による乳処理業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>六 法第二十一条第一項の規定によるアイスクリーム類製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>アイスクリーム製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>	<p>五 法第二十一条第一項の規定によるあん類製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>あん類製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>	<p>四 法第二十一条第一項の規定による菓子製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料 合 一万四千円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円 イ 新規許可の場合 合 一万四千円 ロ 更新許可の場合 合 一万円</p>
<p>八 法第五十二条第一項の規定による特別牛乳搾取処理業の許可を受けようとする者</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>九 法第五十二条第一項の規定による乳製品製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 二万二千円 ロ 更新許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>十 法第五十二条第一項の規定による集乳業の許可を受けようとする者</p>	<p>集乳業許可申請手数料 合 九千六百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円</p>	<p>十一 法第五十二条第一項の規定による乳類販売業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳類販売業許可申請手数料 合 九千六百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円</p>
<p>八 法第二十一条第一項の規定による特別牛乳さく取処理業の許可を受けようとする者</p>	<p>特別牛乳さく取処理業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>九 法第二十一条第一項の規定による乳製品製造業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 合 二万二千円 イ 新規許可の場合 合 二万二千円 ロ 更新許可の場合 合 一万五千三百円</p>	<p>十 法第二十一条第一項の規定による集乳業の許可を受けようとする者</p>	<p>集乳業許可申請手数料 合 九千六百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円</p>	<p>十一 法第二十一条第一項の規定による乳類販売業の許可を受けようとする者</p>	<p>乳類販売業許可申請手数料 合 九千六百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円 イ 新規許可の場合 合 九千六百円 ロ 更新許可の場合 合 六千七百円</p>



三十六〇三十八 略

三十六〇三十八 略

第二条(佐賀県食肉衛生検査所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づくと畜場内又は食鳥処理場内における食品衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。</p>	<p>第一条 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜の検査及びと畜場の衛生、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理場の衛生並びに食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づくと畜場内又は食鳥処理場内における食品衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。</p>

第三条(佐賀県と畜場法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>佐賀県と畜場法施行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下「政令」という。)第一条第十一号に規定する構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>第二条 政令第一条第十一号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 と畜場の周囲には、獣畜の逸走の防止を図るために隔壁等を設けること。</p>	<p>佐賀県と畜場法施行条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下「政令」という。)第一条第十一号に規定する構造設備の基準等について定めるものとする。</p> <p>第二条 政令第一条第十一号に規定する構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 と畜場の周囲には、獣畜の逸走の防止を図るために隔壁等を設けること。</p>

二 と畜場に搬入する獣畜及びと畜場から搬出する肉、内臓等を運搬する車両を洗浄するための次の要件を備えた施設を設けること。

イ・ロ 略

三 とさつ又は解体作業の従事者(以下「従事者」という。)のために次の要件を備えた便所を設けること。

イ・ニ 略

四 とさつ又は解体作業に使用する外とう、前掛け等の高圧洗浄水及び温水による洗浄設備並びに保管庫を設けること。

五 とさつ又は解体作業に使用するナイフ、のこぎり等の保管庫で、施錠できる構造のものを設けること。

六 略

七 廃棄物をと畜場内で焼却する場合は、廃棄物を適切に焼却することができ、周辺に影響を与えない構造の焼却施設を設けること。

八・九 略

(と畜場設置者又は管理者の遵守事項)

第三条 と畜場設置者又は管理者は、従事者及びと畜検査員以外の者を、特別な理由がない限り、処理室及び冷却設備に出入りさせてはならない。

(と畜場の廃止等の届出)

第四条 と畜場の設置者は、当該と畜場を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

二 と畜場に搬入する獣畜及びと畜場から搬出する肉、内臓等を運搬する車両を洗浄するための次の要件を備えた施設を設けること。

イ・ロ 略

三 と殺又は解体作業の従事者(以下「従事者」という。)のために次の要件を備えた便所を設けること。

イ・ニ 略

四 と殺又は解体作業に使用する外とう、前掛け等の高圧洗浄水及び温水による洗浄設備並びに保管庫を設けること。

五 と殺又は解体作業に使用するナイフ、のこぎり等の保管庫で、施錠できる構造のものを設けること。

六 略

七 廃棄物をと畜場内で焼却する場合は、廃棄物を適切に焼却することができ、周辺に影響を与えない構造の焼却施設を設けること。

八・九 略

(と畜場設置者又は管理者の遵守事項)

第三条 と畜場設置者又は管理者は、従事者及びと畜検査員以外の者を、特別な理由がない限り、処理室及び冷却設備に出入りさせてはならない。

(と畜場の廃止等の届出)

第四条 と畜場の設置者は、当該と畜場を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(設置許可手数料等)

第五条 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。次項において「法」という。)

第四条第一項の規定に基づく次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 一般と畜場の設置の許可 二万二千円
- 二 簡易と畜場の設置の許可 一万円

2 法第十四条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

3 略

(設置許可手数料等)

第五条 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。次項において「法」という。)

第三条第一項の規定に基づく次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際に、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 一般と畜場の設置の許可 二万二千円
- 二 簡易と畜場の設置の許可 一万円

2 法第十条第一項から第四項までの規定に基づく獣畜のと殺又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

3 略

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十八号

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例

佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「遊具施設」を「遊具施設及び自然体験ハウス」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(施設) 第三条 略	(施設) 第三条 略
2 略	2 略
3 花と冒険の島の施設は、遊具施設及び自然体験ハウスとする。	3 花と冒険の島の施設は、遊具施設とする。

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十九号

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県立有田窯業大学校条例(昭和五十九年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二四、一〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に佐賀県立有田窯業大学校に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の佐賀県立有田窯業大学校条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。